

松野陽一氏著『藤原俊成の研究』読余

—そこに参加する意味で—

谷山茂

松野氏の『藤原俊成の研究』が刊行されたのは、すでに数年前、昭和四十八年三月のことであった。当時その書評をよろこんで引き受けおきながら、今日までそれを延引してしまったのは、われながらあきれはてゐる怠慢である。著者松野氏に対してもうろんのこと、「国文学研究」の編集部にも、まずそのことを深くおわびする。ただし、言いわけがましいことになるが、本書は俊成の基礎的な研究として近來のすばらしい大収穫であり、実はどの頁を開いてみても、おおかた私の期待通りの成果で満たされているので、私などが今さらに加評する必要も余地もない。だから、ただ感心するばかりで、荏苒と今日まで延引してしまつたともいえそうである。

松野氏は、この大著の「あとがき」で、

書名も「藤原俊成の基礎的資料に関する研究」とでもすべきところを、俊成の問題のあらゆる点に検討を加えているかの如き僭称をあげてした。これにも、単なる非芸術的部分を切り離した研究としたくないという願望をこめたつもり……

と述べている。鋭い問題意識とゆたかな鑑賞力をありあまるほどに具有する松野氏を知るものひとりとして、私もその「願望」ないし意欲には心から共感する。ただし非芸術的部分ないし前文芸的段階における諸現象も芸術自体につながるかぎり、その基礎的な研究に徹するということは、また欠くことのできない重要なしじとであり、はてしない努力は要請されるが、同時にさわやかなしことでもあるはずである。本書では、松野氏がそのめぐまれた文芸的資質を抑制するかのような姿勢で、俊成の基礎的資料の全面的な検討と究明に全力を傾注していることに、私はむしろ心から敬意を表し、これを高く評価したい。

従つて、以下では、松野氏のそういう真摯一途なしごとの大成に、いささかでも協力・参加させてもらう意味で、——すでに氏自身が補修されているであろうことも含めて——若干私の気づいたこともを列挙する。

第一篇の「著作研究」は第一章「創作活動に関する資料」と第二章「批評活動に関する資料」とにわけられている。俊成のような大作家の場合、さらにその受容享受に関する資料の検討と整理の一章も設けてほしかったとは思うが、国文学界一般において、作家や作品に対する享受史的研究の分野は、その構想や方法がほとんど未開拓未成熟で、難関が多すぎるともいえよう。また著者自身がいうように、俊成享受史的資料については著者自身の準備も十分にととのっていないので、独立した一章を設けるには至らなかつたのである。しかし、本書では、俊成の享受資料中、重要なものについては、各章節の随所にそれらをあんぱいて、然る

べく言及し、検討することも忘れていない。

第一章「創作活動に関する資料」は、さらに第一節「家集」、第二節「定数歌」、第三節「その他の資料」の三節に分けられて、その第一節「家集」の各項が詳細で力作である。すなわち、先行の諸研究をふまえながら、『長秋詠藻』『俊成家集』等の諸本の検討と整理が周到精緻になされており、みごとな成果をあげている。さらに『長秋詠藻』『俊成家集』については、俊成自身の手で補修された部分と後人の手で増補された部分を明確に識別しようとしたあたり、また『長秋詠藻』の原型として、新しく東京教育大学国文研究室本を紹介し、その内容の吟味からこれを第一類本として定位したあたりが有益である。また俊成の自撰抄出歌集『保延のころほひ』(仮称。天理図書館蔵)——これを「家集」と把握することには問題もあるうが——を発掘し、翻刻し、その内容の検討からその資料的意義を的確に究明しているのも目ざましかった。

* 二四頁——「入道大納言成」というような傍注のしかたを、俊成独特的「書きぐせ」「俊成自身の注記である徵証」というのは、いささかどうか。公卿の実名を一字だけ傍注することは、俊成以外の人もすくなくならぬしていよいよである。

* 三三頁——「霞472花473」は「花473述懷474」の誤植ならむ。

* 四八頁——「常光院」を堯孝の父堯尊とするのは要再考。堯

孝自身のことと見てよいのではないか。五五頁でも同様。

* 六〇頁——『長秋詠藻』の第四類本が欠陥の多い末流伝本であることは、まさに氏の指摘する通りだが、その「流布本」とし

て果してきた歴史的役割は、もはや終幕の時を迎えた」というのは、いささか言葉の足らぬ勇み足か。第四類本が粗悪な欠陥本でありながらも、流布本として俊成享受史のうえで果してきた歴史的役割は、今さらに抹殺しようがないのである。今後われわれは、第一類本・第二類本中の善本によつて俊成歌に対する忠実な理解と享受をしなおさねばならないが、同時に第四類本で享受されてきた俊成像もまた別途に新しい研究対象とされねばならないからである。

* 七六頁——『長秋詠藻』の自撰後、間もなくまた『俊成家集』(異本長秋詠藻)を自撰した理由ないし意義については、今すこし再考する余地がある。

* 一〇三頁——『俊成家集』655の二首を俊成の連作ではなくて、定家と俊成の贈答かと看破したあたり、さすがに鋭くあざやかである。

第一章の第二節「定数歌」の各項では、俊成の十五種の定数歌の諸本文をたんねんに検討し、その問題点を整理しているが、なかでも先行調査の乏しい『為忠家兩度百首』と『五社百首』に特に精緻な吟味を加え、また未翻刻の『守寛法親王家五十首』(俊成の分)を翻刻していることが、有益でありがたい。

* 一四四頁——『為忠家初度百首』(作者八人)中、恋・雜の両部では、不特定の誰かの歌が欠けているのではなくて、特定の某人一人の作が一貫して欠けていることを指摘し、これを明証している。そして、氏はその特定の一人を為盛・盛忠兄弟のどちらかであろうと推察している。ところで「忘偽恋」の六首目

「たのめつてこぬものゆゑに松島やをじまの海人の袖ぬらすらん」は、後葉集（巻十一）に、「題しらず」だが、作者は「かねつね」としていいる（但し新校群書類從に活字化された書陵部本との対校傍注による。類從本自体では「藤原憲綱」）。すでに松野氏自身も「後葉和歌集本文考」（平安朝文学研究・昭和四六年十一月）をものとしているので、それではどうなつていたか。いま手もとにそれがないが、「かねつね」はおそらく「かねつな」（兼綱）の誤写か誤植かであろう。いうまでもなく兼綱は為盛の後年の改名。（台記・久安三年八月十七日）に見える兼綱も、すでに改名後の為盛のことか）よつて、後葉集成立の時点では、為盛は「兼綱」と表記されるのが当然である。とすれば、為忠家初度百首の各題六首目は為盛の歌であり、その恋・雜部に一貫して欠けているのは盛忠（後に為経と改名）の歌と推定してよからう。

* 一六二頁——為忠家初度百首中「閏九月尽」の歌などものうち、為忠の「長月のひかずを添ふる」の歌は、後葉集（巻五）では「九月に閏月侍りけるつごもりに」といふ詞書を付して採られている。当百首における「閏九月尽」は、当百首が詠まれた年次を規定する現実題ではないと考えられるが、何分ともに後葉集の撰者は為忠息の為経であり、為経（盛忠）自身もこの百首に参加していただけに、いささか気になる。現実として九月に閏月があつた年次は、近くは元永元年か保延三年かである。とすれば、また当百首成立の推定年次との間に矛盾を生じる。その点についても一言してほしかつた。あるいは、為忠のこの一首のみは、元永元年の旧作であり、それを当百首中にも流用したのであろうか。

* 同頁——「親隆の任備後守の保延二年正月」とあるのは、「俊盛の……」の誤植か。あるいは「為経が備後守をやめた保延二年正月」とすべきであろう。

は限りもなく不安が残る。今後とも、多くの人びとが松野氏のこの段階のことにも進んで協力してくださることを切望しておく。

なお、松野氏はこの第一項の拾遺的集成資料を更に資料I-II-IIIと細分している。資料Iといふのは、俊成との贈答歌を載せて、私の家集・記録類、彼自身の歌のある歌合・書簡類等の歌であり、いわば第一次的資料である。資料IIは俊成の在世中に成った撰集。撰集的歌合・歌学書その他に載る彼の歌どもであり、第二次的資料だが、Iに準じる価値をもつと認められるものである。資料IIIはそれ以外のあらゆる文献に見られる第二次的資料としての俊成歌であると、松野氏は規定している。従つて、資料IIIの採集は文献の種類や時代の制限もなく、もつともうるさい仕事になる。但し、資料IIIにおける松野氏の実際の操作をみると、およそ撰集では新続古今集・雜書では「自讃歌あたり」を下限としている。その理由としては、室町期以降の文献、とくに類題集等に見られる俊成歌は、彼の調査した限りでは大部分が既出の俊成歌の再録であるからだといつてある(三一五頁)。ただし、末流の雜書どもになると、とんでもないところで、未知の俊成歌に出くわすこともまれでなく、それについては、また果して俊成歌かどうか、その真偽のほどの認定にならざれる。

* 二六七頁——「あしへよりすだちそめたる」を『風情集』(公重)の歌といふのは何かの思いちがい。『親宗集』の歌である。
* 二七四頁——『八幡若宮撰歌合』(建仁三年七月)の十五番(山家松題)右歌は、類從本等では作者名欠。そこで、松野氏はこれを同番左歌と同じく俊成作と推定している。ところが、

氏はさらに第二章第二節における本歌合の解説(五七〇頁)に至ると、この十五番右を慈円の作と推定している。何分ともに部厚い原稿であつたはずだから、これくらいの前後擅着は意に介するほどのことではない。但し、結果的にいうと、十五番右歌は俊成作でも慈円作でもない。本歌合については、秋篠月清集、後鳥羽院御集・如願法師集等に傍証資料がある。とくに月清集では当歌合の料として詠んだ良経の歌(撰歌以前のもの)の六首がそろつて見出せる。それによれば、各題一首ずつである。

だから、俊成のみが「山家松」題で二首よんだとは考えられない。さらに、この十五番右の「山ふかくのがれはてたる」の歌は慈円作にふさわしくも見えるが、『万代集』(卷十六)に「後鳥羽院御時の八幡若宮歌合に山家松といふことを」と詞書を付して採られており、そこでは宜秋門院丹後の作と明記されている。丹後はすでに建仁元年十二月十四日に出家しているので、「のがれはてたる」という表現にも矛盾しない。従つて、この

撰歌合の作者も丹後を加えて計十六人となり、類從本その他本の作者標記のみによつて十五人と数えるのは誤である。(私自身も旧稿ではそう数えていたのだが……)ついでにいえば、すでに石田吉貞氏が指摘されているように、定家もこの歌合の歌としての歌だけは出詠したらしい。『拾遺愚草』に当歌合六題中の三題に相当する三首が「建仁三年秋和歌所歌合」の歌として見えるからである(『定家全歌集』の番号で示せば、一二〇七・二五四四・二五四五番の三首)。明月記によれば、定家は同年六月末(二十六日以後か)から七月十一日まで湯治のた

め有馬に滞在、同十六日から十八日までは摂政良経の春日詣に扈從して奈良行。だから、当歌合の開催日が七月五日（後鳥羽院御集・歌合略目録）であつたにせよ、同十五日（類従本等）であつたにせよ、定家は歌だけを提出して、歌合の席には列しなかつたと考えられる。しかも、提出した歌どもも、どうしたことか（撰歌の時間に間に合わなかつたのであらうか）この撰歌合自体には漏れているのである。なお、明月記・百鍊抄等によれば、後鳥羽上皇も七月九日から熊野御幸（還御は七月末日頃ないし八月二・三日頃か）。従つて当歌合が和歌所で結番されたのは御幸以前の七月五日であろう。そして、八幡若宮に奉納されたのは同十五日であるかもしだれない。

* 三〇四頁——138 「山ふかく」の歌は、右に述べた理由によつて、俊成の歌からは削除すべきである。

* 三〇五頁——兼実の日記『玉葉』には、俊成が兼実と贈答した歌が三ヶ所に見られる。すなわち①治承三年一月三十日、②元暦元年十二月二十九日、③文治二年正月十六日の三度である。ところが、本書ではそれらを類別して二七〇頁と三〇五頁とに収めようとしたためか、つい③の俊成歌「あさ日さす春日の峯の松のうれをうれしさいかに思ふとかしる」とそれに対する兼実の返歌（詳しくは拙著『幽玄の研究』三六八頁参照）を拾いおとしている。日記『玉葉』所見歌を、その内容によつて類別することも意味のないことではないが、むしろ一ヶ所にまとめて掲げたほうが、こういうあやまちもなくよかつたのではあるまい。

* 三一六頁——この前後、とくに十三代集所見の俊成歌の本文異同の検討では、諸先学の成果をふまえて、これを明快に整理している。

* 三二一頁——資料III中の172「種蒔きし」の歌は「続千載集」978に「一品経を書写山に贈るとして添へて侍りける歌の中に」と見える歌を拾つたものである。書写山と俊成の関連については、多少とも気になるが、『春湊浪話』でも、俊成が書写山に寄進した自筆の法華経のことにつれている。すなわち、土肥經平は、宝暦七年、書写山の宝物が岡山の円覚寺で展示されたとき、その宝物中の過去帳（天正十四年一月写）を披見して、その奥に、書写山には俊成自筆の法華経が寄進されている由がしるされ、かつ同経卷末の俊成歌三首もそこに転写されていることを知つたのである。その三首は——

花の御法またひらくへき朝まで澄なる月の影に納めん

筆の跡色にかさりし人も皆仏の道はかさね置けん
種蒔し心の水に月澄てひらけやすらん胸の蓮葉

そして、経平は語を継いで「此三首の歌、長秋詠藻にも見えず、其外にも世に聞へざる歌なれば、則此書写山の経卷の奥に俊成卿の書置かれし三首の歌をみて、其中より取て為世卿も勅撰に出されしなるべし」と推察し、さらに「天正の末までは、まさしく俊成卿自筆の法花経、其奥に三首の歌も書きたるもの、其山に伝はりありし」ことを珍重がつてゐる。この伝承は眉づほのにも思われるが、かりに伝承通りだつたとすれば、もとは俊成自筆であったというだけに、はるかに末世の『春湊浪話』

の記録も無視できまい。すくなくとも「種まきし」が俊成歌ならば、経平がその「種まきし」と同時に採録した「花の御法」「筆の跡」の歌も、いちおう俊成作と認めておくべきであろう。また、歌がらからしても、三首とも俊成歌とみて不都合はあるまい。

ついでにいえば、はるかに後世の雑書どものうちに、未知の伝俊成歌（あるいは誤伝歌・存疑歌）は前述の如くすくながらず散見される。たとえば『兼載雜談』（歌学大系本）には、「タまぐれ山かたつきてたつとりの羽おとに鷹をあはせつるかな」を俊成の歌として加注している。が、これは『散木奇歌集』『千載集』等によれば、明らかに俊頼歌を誤認したもので問題にならぬといえよう。しかし、これを俊成歌と思い込んだ兼載の俊成享受はどういうものであつたかと思うと、また別途の興味もわく。それはともあれ、『寒川入道筆記』（続類從本）では、

古の鶴の林のけぶりにもたちおくれぬる身こそそつられけれ
を俊成作かといい、「八十一」の歳の暮に此歌よませられたと、
有人かたられしなどといって、存疑のまま記録している。また『月刊薬集』（続類從本）では

口なしにきはのあるこそふしきなれ（西行）

きくの花とてみみもあらはや（俊成）

という連歌を伝えている。これらになると、いよいよもつてやしげな伝承だが、無制限に拾つていくと、こういう疑わしいものがとどめもなく累加して、いたずらに神經をいらだたせるのみという結果にもなりかねまい。そういう意味でも、資料III

の実際の操作では、松野氏が室町前期あたりでこれを打ち切つたのは、むしろ賢明であつたともいえよう。

* 三二九頁——新出の『俊成九十賀記』として、尊経閣藏別本を紹介されたのもありがたい。

三四三頁——『俊成卿百番自歌合』の細川本と谷山本の本文異同として、二十一番左歌の相違をあげていられるが、これは私自身のホンコクのミスである。紙面を節約して、番号のみで架蔵本の内容を示そうとしたため、つい軽率な誤ちを犯したのである。すなわち、架蔵本でも二十一番左歌は、千五百番歌合百首中の「橋にあやめの」の歌である。

第二章の「批評活動に関する資料」は、第一節「歌学書」、第二節「歌合判詞」、第三節「秀歌撰」、第四節「撰集」の四節から成る。とくに第一節では『古來風眞抄』諸本の検討と整理が光っている。但し、従来、再撰本甲類と呼ばれていたものが、実は初撰本と再撰本の取りあわせであり、再撰本としては乙類が純粹であるという島津忠夫氏の見解を取り入れて（三五三頁）、旧稿を部分的に訂正したためであろうが、前後の論旨の展開と文章の流れがややスムーズでないようにも思われる。

* 三五五頁——(1)陽明文庫一冊本（二四二・四一）は上巻のみで虫損も多いが、初撰本で書写も最も古いのではないか。(2)高松宮家蔵「類聚詠歌抄」所収本は松野氏自身も「あとがき」（七五八頁）でいつていてるように、再撰本としては最もすぐれているのではないか。(3)穗久邇文庫蔵一冊本は、上巻初撰本、下巻再撰本の混合本である。(4)以下に関する指摘は、島津忠夫

氏から小生宛の私信)

三六七頁——良経を再撰本の依頼者とする可能性は、初撰本再撰本ともに式子内親王の依頼とする著者の基本的な考え方（三五〇頁）と、つまりはどう喰みあうのか。その点を今すこし整理してほしかった。

* 三九三頁以下——『古今問答』の問者については諸説がある。

そんなことはどうでもよかつたのに、私も旧稿で事のついでに、『古今集為家抄』所引の伝承を紹介して、問者は兼宗・忠定またはその周辺の人でないかと、つまらぬことを言ってしまった。それらへの批判をふくめて松野氏は本章で新しく兼実かという説を提示した。いかにも『玉葉』治承三年二月三十日の俊成との贈答歌などを背景にしていえば、『古今問答』の問者を兼実に擬する説が、今日まで出なかつたことが、むしろ不思議にさえ思える。『古今問答』がたしかに治承頃の成立とすれば、兼実説は最も有力である。但し、そうであつても、年來すでに清輔に師事してきた兼実の問い合わせとしては、その内容がすこし素人くさい。まして建久頃の成立とすれば、兼実説は弱くなろう。くどいようだが、『古今集為家抄』の他にも、次のような中世伝承があることを付け加えておく。——その一つは『古今私秘叢書』（古典叢書刊行会本）に

夏ノ巻頭ニいきて藤ノ歌ヲ入ト、兼宗卿、俊成卿ニ問之。

答云、藤ハ夏迄開花ナレハ也。無別義云々

とかやとの池の藤なミ。藤ハはる題也。如何。夏にもかゝ

れハ又夏物とも読ル何事在乎。……

とあることである。すなわち、兼載・兼純の聲も『古今問答』を見る機会があり、また同書の問者は兼宗という伝承を信じていたのかもしれない。その二つは、京大蔵『古今和歌集抄』（両度聞書）の朱書き入れ（榮雅説等）に、

中山兼宗は俊成の門弟

といふ伝承が見えることである。更に今一つ、伝承ではなくて『古今問答』自体に

しらかはのしらすともいはし、しらかハとは此白川里歟。
しかなり。

という一条があり、この「此白川里歟」という問い合わせを暗示する内部徵証の一つになりはしまいか、ということである。兼宗の父忠親の中山邸は真如堂の西にあたつたらしの（山槻記、安元々・八・十二、治承三・十一・廿六等）、広くは白河の里のあたりである。従つてその中山堂を伝領した兼宗が、「白川の里」を「この」という近称で指示したのも当然と思われる。また『古今問答』の成立が早ければ、問者は忠親とも考えられよう。俊成は忠親家にも出入している（山槻記、応保元、十二・十四）。白河には兼実・良経らの別邸はなかつたようである。もつとも、奥州の白河などと区別するために「この白川の里」といったのなら、これは手がかりにならない。

第二章第二節の「歌合判詞」の伝本・本文の整理もたいへんであつたと思う。朝原則夫氏の未刊校本に負うところが多いと、著者自ら特記している。

* 四一二頁——『親宗集』によつて「俊成卿歌合」を拾つてい
るが、これは古典文庫本の誤植で「経盛卿歌合」が正しい。同
文庫本には誤植訂正表が同封してあつた筈。

* 四二五頁——『治承二年八月以前日吉社五首歌合』作者中に
慈円を加えるのは不可。萩谷氏が『大成』で拾つてある慈円の歌
は、『拾玉集』によれば、建久・正治頃の『日吉社百首』の歌
だからである。

* 四二七頁——『源承和歌口伝』からは③の他に、

日吉社歌合

かつらきやたかまのさくらさきにけり春ははれせぬ峯のしら
くも

当家判云 おほかたの心もふるめきたれは為負

が拾える。当家判は俊成判である。

* 四三三頁——寿永元年の『資盛家歌合』集成をA・Bの二度
にわけたのは、あさやか。なお、久保田淳氏が「閑月和歌集に
ついて」（中世文学・昭和四六年五月）で、「前右近中将（資盛）
家の五首歌合に」という詞書と、そのときの寂超の歌を紹介し
ているのも参考になる。

* 四五〇頁——建久元年九月の『花月撰歌合』の次に、『建久
二年十月三月左大将家五首歌合』（俊成判）を補入せよ。広本拾
玉集参照。

* 四七〇頁——『和歌合略目録』に「左大将家歌合 建久五年
十月三日」とあるのは、おそらく二年の誤であろう。

* 四七二頁——「雪の明ぼの」に対する俊成判を、良経・定家

らの新風の行き過ぎへの批判の一例とするのはいかが。「雪の
曙」はむしろ顕輔・重家・経家・有家ら、六条家重代でも愛用
された句である。

* 四九五頁——『建仁二年一月十日院御所影供歌合』には、『高
良玉垂宮神秘書紙背』によつて更に俊成卿女と小新參の歌を加
えうる。

* 五〇七頁——『建仁三年七月十五日八幡若宮撰歌合』の解説
は妥當である。但し十五番右を慈円歌と推定したのは行き過ぎ。
その理由はすでに二七四頁に對する修正で述べた通り。

第二章第三節「秀歌撰」（五一二頁以下）で、伝俊成撰『古三十
六人歌合』を翻刻したのはありがたい。但し、本書が俊成撰と
して果してどこまで信用しうるか、根本的に吟味する必要があ
ろう。私自身が旧稿でこれを多分に利用しておきながら、今さ
らにこんなことをいうのは、自ら火をつけておいて、火の手が
あがると、また消しにまわるようだ、まことに苦しいが……。

第二章第四節「撰集」（五二四頁以下）では、他日を期して、
このたびは多くを言わず、ただ年来の調査結果として、『千載集
伝本一覽』を收めている。『千載集』伝本の基礎的整理として、
裨益するところが甚大。私もこれを常に利用させてもらつていて、
それにつけて、わがこととして思うのだが、撰集の伝本研究では、
従来、歌の有無・配列の順逆などが、諸本を分類し識別する基準
にされてきたのであるが、——それによると確かにてつとり早い
調査ができるのだが、——どうもそういう方法では何か落着かな
い不安が残る。『千載集』のように、従来あまり大きな異本はな

いといわれるものについては、特にその感が深い。『千載集』の伝本調査でも、たとえば松野氏が『長秋詠藻』や『古來風体抄』の調査でこころみたような、そういうきめのこまかい分類基準が新たに用意されるべきであり、それによる諸本すべての再検討が要請されるのではないかと思うようになっている。

第二篇「伝記資料研究」（五五一頁以下）は、序章を含めて七章から成り、最後に私の旧稿を適切に修正してくれた「俊成略年譜」も添えている。当篇は、第一篇の創作・批評活動に関する諸資料の個別的研究で獲得した諸成果をふまえ、また第二篇では扱い得なかつた伝記的な資料や事跡を検討しながら、俊成九十一年の生涯を然るべく時代区分し、その各年代ごとに、俊成の歌歴上の諸問題を重点的に論述している。各章で取り上げられた諸問題はみな興味ある重要事項であり、またそれに対する著者の論証や見解もおおかた妥当で、しかも今後の研究に対する示唆を多く含んでいる。要するに、俊成という大歌人の九十一年の生涯はどういうに把握るべきかを重点的に深く問いつつ、同時に著者自身の俊成把握の見取図的構想の試案を然るべく打ち出しているといえよう。

* 五六〇頁以下——『崇徳天皇内裏歌壇資料集成』は労作で、同院歌壇の検証と共に有益。

* 五四四頁——中右記、保延元年六月六日によれば、教長はこの夜の歌会でもまた確かに講師をつとめている。
* 六二〇頁——久安三年以前の「九月十三夜仙洞御会」というのは『古今著聞集』一八九話に見える「九月十三夜の御会」と

同時のものか。とすれば、崇徳院が公行・願輔らに百首歌の詠み方について疑義をただした話は、また院が第二度百首を企てたころ（康治二年ごろ）につながつて可能性もありそうである。

* 六三四頁以下——二条天皇の内裏歌会資料も（若干補修の余地はあるが）よく整理されている。

* 六三九頁——『八雲御抄』（卷二）の中殿会の条には「二条院、花有喜色。非晴儀」と見える。

* 七〇九頁以下——「後白河院と和歌」の項も要領よくまとまる。

* 七二七頁以下——「西行の起譜と俊成の起譜」の項も、興味ある問題を提示して、これを深く掘り下げ、卓見にとむ。無動寺における西行と慈円の贈答歌の年次の再検討とその意義の光明的確である。

はじめに言つたように、書評というよりも、著者の調査研究に参加させてもらうつもりで筆を進めたが、いたずらに所定の枚数を超てしまい、とくに第二篇では心ならずも抽象的な評になつて恐縮である。そういう抽象的な評などは、とくに基盤的資料の研究に対しても、する必要がないというのが私の持論であるからである。

発刊以来、本書を座右の書として愛惜しつづけている私として、最後に言えることは、「よくやってくれた」という感謝の一語につきる。